

平成29年度熊本県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業をいう。）及び軌道事業（軌道法（大正10年法律第76号）による軌道事業をいう。）の輸送の安全確保を図るため、鉄軌道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要項において「補助対象事業」とは、次に掲げる設備の整備等であって、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に該当するものをいう。

- (1) 信号保安設備
- (2) 保安通信設備
- (3) 防護設備
- (4) 停車場設備
- (5) 線路設備
- (6) 電路設備
- (7) 変電所設備
- (8) 車両設備
- (9) その他設備

2 この要項において「補助対象事業者」とは、次に掲げる者を除いた鉄軌道事業者をいう。

- (1) 地方公共団体
- (2) 日本貨物鉄道株式会社
- (3) 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- (4) 鋼索鉄道のみを経営する事業者

3 この要項において「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下、「確保維持要綱」という。）第2条第1項第6号に規定する生活交通改善事業計画に基づいて実施される鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業
- (2) 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号。以下、「総合安全要綱」という。）第2条第5号に規定する生活交通改善事業計画に基づいて実施される鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業
- (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日観観参第690号。）第3条第1項第2号に規定するインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業に該当する事業

(交付の対象等)

第3条 補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業に直接要した本工事費（資産

の購入を含む。) 、附帯工事費、補償費及び調査費とする。

- 3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の補助する額以内、かつ、補助対象経費に次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額以内の額とする。

- (1) 県内の第三セクター鉄道 3分の1
- (2) 熊本電気鉄道株式会社 9分の1

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 補助対象事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たっては、補助対象経費を消費税及び地方消費税を減額した額で申請しなければならない。

- 3 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前事業年度の全事業に係る損益計算書及び貸借対照表
- (2) 補助対象事業等の位置を示す図面
- (3) 地方運輸局に提出された生活交通改善事業計画の写し
- (4) その他参考となる書類

- 4 第1項の申請書の提出期限及び提出部数は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること
ア 補助対象経費の配分を変更しようとする場合(補助対象事業者ごとの補助対象経費配分相互間におけるいずれか低い経費の1割以内の額を限度として増減させる場合を除く。)
イ 補助対象事業の内容を変更しようとする場合及び補助対象事業間の内容の変更をしようとする場合
ウ 補助対象事業を中止又は廃止をしようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示に従うこと。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した設備については、財産の処分の制限期間内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の通知)

第7条 規則第6条による補助金の交付決定通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うこととする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助対象事業の内容の変更事由は、第6条第1号ア及びイに定めるとおりとする。

- 2 規則第7条第1項の規定による変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助対象事業の内容等の変更の

決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは交付決定変更通知書（別記第4号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までとする。

（状況報告）

第10条 補助対象事業者は、予定期間内に当該補助対象事業が完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難な場合は、速やかに状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から1か月を経過した日又は平成30年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助対象事業の工事期限）

第12条 補助対象事業は、平成29年4月1日以降に着手し、平成30年3月20日までに完了しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第14条 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第21条第2項の規定による財産の処分を制限する期間については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する。

（証拠書類の保管）

第16条 規則第23条に規定する証拠書類については、次に掲げる帳簿等を同条に規定する別に定める期間として次項で定める期間保管しておかななければならない。

（1）取得財産等の得喪に関する書類

（2）取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

（雑則）

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。